

湯河原町教育関係施設等の使用料の減額及び免除に関する規則の一部
を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 体育スポーツ活動等を行っている団体 <u>湯河原町体育協会等</u>の湯河原町(以下「町」という。)における体育スポーツ活動に関して運営・統括している団体(以下「運営団体」という。)又は運営団体に所属し、活動している団体をいう。 (4) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 体育スポーツ活動等を行っている団体 <u>湯河原町スポーツ協会等</u>の湯河原町(以下「町」という。)における体育スポーツ活動に関して運営・統括している団体(以下「運営団体」という。)又は運営団体に所属し、活動している団体をいう。 (4) (略) 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	